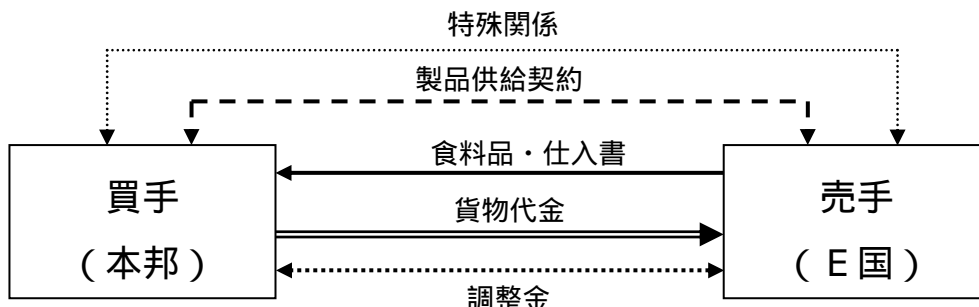


1. 輸入貨物の課税価格の決定を困難とする調整金



【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の特殊関係にある売手と締結した製品供給契約により、食料品を購入（輸入）します。

当社は、当該取引について、二国間の相互協議を伴う移転価格税制に関する事前確認（APA）の申出を国税局に行い、国税局より当該APAの本邦とE国の税務当局間の確認通知を受けています。

これにより、7事業年度の間において、当社の営業利益率が一定の範囲から外れた場合には、実績営業利益率がその範囲に入るよう調整を行うため、最終事業年度において、買手又は売手が調整金を支払います。

製品供給契約において、取引価格はAPAに係る価格の調整金を考慮した価格とすると規定されています。なお、調整金は、特定の割合を7事業年度における全ての輸入貨物に掛けてあん分される予定です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、貨物代金にAPAに係る調整金を加算する場合、当該価格を現実支払価格として計算することができますか。

【回答要旨】

上記の取引には、輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が付されているため、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算することはできません。

（理由）

輸入取引により輸入される貨物の課税価格は、原則として、現実支払価格に運賃等（加算要素）の額を加えた価格（取引価格）となりますが、輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が輸入取引に付されている場合には、上記の原則的な方法により計算できないとされています。

上記の取引において、当該輸入貨物の取引価格は、製品供給契約により、APAに係る価格の調整金を含めた価格となる旨が合意されているため、当該調整金は輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

しかし、当該調整金の額は 7 年後に判明することから、修正申告等ができないものであり、本件取引には、関税定率法第 4 条第 2 項第 2 号の輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が付されていると認められます。

したがって、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」でなく、関税定率法第 4 条の 2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により輸入貨物の課税価格を決定することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項、第 4 条第 2 項第 2 号

関税定率法基本通達 4 - 1 の 2(2)、4 - 17(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）